

岩手県告示第 84 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 八戸大野線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字上館第 60 地割字沢尻向 98 番 8 地先内	新	m 19.5～16.4	m 4.2
	旧	17.3～16.4	4.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 二戸九戸線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市白鳥字堀田 2 地先から 5 番 1 地先まで	新	m 51.4～29.2	m 37.0
	旧	51.4～28.0	37.0
二戸市白鳥字堀田 41 番 1 地先から字番袋 27 番 1 地先まで	新	39.2～17.2	22.0
	旧	33.2～17.1	22.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 軽米名川線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字高家第 1 地割 102 番 2 地先から第 2 地割 14 番 2 地先まで	新	B m 71.2～18.0	m 768.0
		A 20.3～5.0	768.0
	旧	B 71.2～18.0	768.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上有住日頃市線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字中卒 172 番 74 地先内	新	m 35.8~12.8	m 152.0
	旧	30.6~6.1	152.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 二戸軽米線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市福岡字蝦夷森 10 番 3 地先から字槻木平 75 番 13 地先まで	新	m 9.8~5.5	m 90.0
	旧	9.4~5.4	90.0
二戸市福岡字大萩野 238 番 20 地先から字高場 21 番 1 地先まで	新	28.4~9.6	48.0
	旧	15.7~7.2	48.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで

6(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字小股 146 番 2 地先から 260 番 2 地先まで	新	m 93.8~26.0	m 124.5
	旧	81.4~25.6	124.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで

7(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字長興寺第3地割3番1地先内	新	m 14.0～13.9	m 4.0
	旧	12.0～11.9	4.0
九戸郡軽米町大字山内第12地割字太田向91番6地先から89番3地先まで	新	35.5～15.2	413.0
	旧	35.5～14.0	413.0
九戸郡軽米町大字山内第12地割字太田向43番1地先から65番1地先まで	新	23.4～16.5	154.0
	旧	18.3～15.0	154.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで

8(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 397号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林63林班イ2小班地先から字津付58番2地先まで	新	m 49.6～16.1	m 120.5
	旧	40.3～13.2	120.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成19年2月2日から同年3月2日まで